



長野県報

2月20日(月)
平成24年
(2012年)
第2345号

目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害者支援課）	1
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（障害者支援課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障害者支援課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害者支援課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

一般競争入札（2件）（管財課）	5
一般競争入札（5件）（管財課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	11
一般競争入札（3件）（健康福祉政策課）	11
一般競争入札（生活排水課）	14
一般競争入札（道路管理課）	15
一般競争入札（砂防課）	16
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告（監査委員事務局）	17
一般競争入札（11件）（特別支援教育課）	26

告 示

長野県告示第128号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人 愛泉会	精明学園	茅野市金沢4509	平成23年10月1日	短期入所
有限会社 こすもす	介護センター こすもす	茅野市宮川5613番地1メゾン岩みつI-105	平成23年12月1日	同行援護
社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 訪問介護センター伊那	伊那市山寺298番地1	平成23年12月1日	同行援護
社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 訪問介護センター高遠	伊那市高遠町西高遠810番地1	平成23年12月1日	同行援護

株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田2767番地1	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター高松通り	伊那市高遠町西高遠810番地1	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター鼎	飯田市高羽町1-4-7	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター飯田	飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル1-3号	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター社協ふれあい	塩尻市広丘堅石2145-388	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター長野若里	長野市若里6丁目1番6号 ベルヴィング1F1号	平成23年12月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中越	長野市中越一丁目6番27号	平成23年12月1日	同行援護
社会福祉法人 信濃の星	社会福祉法人 信濃の星 居宅介護事業所 おたすけ・ぴあっと	長野市稻葉上千田103-1	平成23年12月1日	同行援護
特定非営利活動法人北アルプスの風	がんばりやさんケアホーム 俵町	大町市大町1791-1	平成23年12月12日	共同生活援助 共同生活介護
社会福祉法人りんどう信濃会	障害者支援施設須坂悠生寮	須坂市大字米子字宮久保7番地1	平成24年1月1日	短期入所
社会福祉法人りんどう信濃会	駒ヶ根悠生寮	駒ヶ根市赤穂16397番地16	平成24年1月1日	短期入所
特定非営利活動法人Green すぐーる	特定非営利活動法人Green すぐーる	北安曇郡松川村3363-1088	平成24年1月1日	共同生活援助
一般社団法人まか志て安曇野	ナイスプラザわすれな草	安曇野市豊科高家6438-1 西山団地4号棟	平成24年1月1日	共同生活援助 共同生活介護
社会福祉法人長野県知的障害者育成会	グループホームパノラマ	松本市沢村1-7-6	平成24年1月1日	共同生活介護
社会福祉法人りんどう信濃会	障害者支援施設上田悠生寮	上田市諏訪形1834-4	平成24年1月1日	短期入所
社会福祉法人ながのコロニー	ワークサポート篠ノ井	長野市篠ノ井布施五明464番地1	平成24年1月1日	短期入所
一般社団法人シュタイナー療育センター	シュタイナー療育センター 光こども園	北安曇郡松川村685番地1	平成24年1月1日	児童デイサービス
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターおかや	岡谷市長地権現町1-7-26	平成24年1月1日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川中河原4245-1	平成24年1月1日	同行援護
社会福祉法人茅野市社会福祉協議会	茅野市社会福祉協議会 東部訪問介護事業所	茅野市玉川4300番地	平成24年1月1日	同行援護
社会福祉法人茅野市社会福祉協議会	茅野市社会福祉協議会 西部訪問介護事業所	茅野市宮川3975番地	平成24年1月1日	同行援護
株式会社 道我	ヘルパーステーション 二輪草	安曇野市穂高柏原2146番地3	平成24年1月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
社会福祉法人松本市社会福祉協議会	社会福祉法人松本市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	松本市双葉4番16号	平成24年1月1日	同行援護
社会福祉法人 愛泉会	軽井沢治育園	北佐久郡軽井沢町大字追分1607-4	平成23年10月1日	短期入所
社会福祉法人 佐久学舎	佐久こまば学園	佐久市瀬戸70-2	平成23年10月1日	短期入所

障害者支援課

長野県告示第129号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人りんどう信濃会	障害者支援施設須坂悠生寮	須坂市大字米子字宮久保7番地1	平成24年1月1日	生活介護 施設入所支援
社会福祉法人りんどう信濃会	障害者支援施設駒ヶ根悠生寮	駒ヶ根市赤穂16397番地16	平成24年1月1日	生活介護 施設入所支援
社会福祉法人りんどう信濃会	障害者支援施設上田悠生寮	上田市諏訪形1834-4	平成24年1月1日	生活介護 施設入所支援
社会福祉法人ながのコロニー	ワークサポート篠ノ井	長野市篠ノ井布施五明464番地1	平成24年1月1日	生活介護 就労移行支援 施設入所支援

障害者支援課

長野県告示第130号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
いづみ薬局	塩尻市大門泉町8-19	平成24年2月1日

障害者支援課

長野県告示第131号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
末広薬局 諏訪市諏訪2-14-29	柳町薬局 諏訪市諏訪2-14-29	平成24年1月17日
アルプス薬局 上伊那郡南箕輪村1284-9	(株)アルプス薬局 上伊那郡南箕輪村1284-9	平成24年1月1日
島内いぬかい薬局 松本市島内4578-1	島内いぬかい薬局 松本市島内4597-58	平成23年11月28日
ねつみのわや薬局 東御市鞍掛上河原33	ねつみのわや薬局 東御市祢津1115-1	平成24年1月23日
丸の内病院 松本市開智2-3050	丸の内病院 松本市渚1-7-45	平成24年1月23日

障害者支援課

長野県告示第132号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
ニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂1362-3	平成23年12月31日
波田いぬかい薬局	松本市波田9981-1	平成24年1月16日
鈴脩薬局	上田市上丸子979	平成23年10月13日

障害者支援課

長野県告示第133号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、伐採を禁止する。

- 駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第134号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大町市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第135号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
豊科都市計画道路 3・5・5号東町通線
- 2 都市計画を定める土地の区域
平成4年6月25日豊科町告示第19号の安曇野市豊科及び豊科南穂高の一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月20日

長野県伊那建設事務所長 原 明善

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 駒ヶ根長谷線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市下平2226番地先から	旧	8.4～13.0	km 0.7993
駒ヶ根市中沢12155番地先まで		8.4～42.0	0.7916
同上	新	8.4～42.4	0.7916

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月20日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

1 (1) 路線名 256号

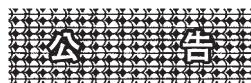
(2) 供用を開始する区間

木曽郡南木曽町吾妻1747番の23地先から

木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年2月20日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア保守点検

(2) 役務の特質

長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの保守点検業務

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法

（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎

長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去2年間に1年間継続を1回として、2回以上自動ドアに係る保守点検作業の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月7日（水）午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年2月29日（水）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。